

(予防) 短期入所生活介護 棕野喜楽園 料金表

【ユニット型個室】

【介護予防短期入所生活介護】 ※負担割合が1割でない方の利用料金は第4段階で計算しています。

令和6年6月現在

要介護区分	1日あたりの 単位数	夜勤職員配置 加算Ⅱ	介護職員処遇 改善加算Ⅱ	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担利用料金 (1日)	2割負担利用料金 (1日)	3割負担利用料金 (1日)
要支援1	529	対象外	1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	1,721円	4,653円	5,254円
				第2段階	600円	820円	2,021円		
				第3段階①	1,000円	1,310円	2,911円		
				第3段階②	1,300円	1,310円	3,211円		
				第4段階	1,445円	2,006円	4,052円		
要支援2	656			第1段階	300円	820円	1,865円	4,941円	5,687円
				第2段階	600円	820円	2,165円		
				第3段階①	1,000円	1,310円	3,055円		
				第3段階②	1,300円	1,310円	3,355円		
				第4段階	1,445円	2,006円	4,196円		

【短期入所生活介護】

要介護区分	1日あたりの 単位数	夜勤職員配置 加算Ⅱ	介護職員処遇 改善加算Ⅱ	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担利用料金 (1日)	2割負担利用料金 (1日)	3割負担利用料金 (1日)
要介護1	704	18	1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	1,940円	5,091円	5,912円
				第2段階	600円	820円	2,240円		
				第3段階①	1,000円	1,310円	3,130円		
				第3段階②	1,300円	1,310円	3,430円		
				第4段階	1,445円	2,006円	4,271円		
要介護2	772			第1段階	300円	820円	2,017円	5,246円	6,143円
				第2段階	600円	820円	2,317円		
				第3段階①	1,000円	1,310円	3,207円		
				第3段階②	1,300円	1,310円	3,507円		
				第4段階	1,445円	2,006円	4,348円		
要介護3	847			第1段階	300円	820円	2,103円	5,416円	6,399円
				第2段階	600円	820円	2,403円		
				第3段階①	1,000円	1,310円	3,293円		
				第3段階②	1,300円	1,310円	3,593円		
				第4段階	1,445円	2,006円	4,434円		
要介護4	918	第1段階	300円	820円	2,183円	5,578円	6,641円		
		第2段階	600円	820円	2,483円				
		第3段階①	1,000円	1,310円	3,373円				
		第3段階②	1,300円	1,310円	3,673円				
		第4段階	1,445円	2,006円	4,514円				
要介護5	987	第1段階	300円	820円	2,262円	5,734円	6,876円		
		第2段階	600円	820円	2,562円				
		第3段階①	1,000円	1,310円	3,452円				
		第3段階②	1,300円	1,310円	3,752円				
		第4段階	1,445円	2,006円	4,593円				

※裏面に続く

* 「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「居住費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

(予防) 短期入所生活介護 棕野喜楽園 料金表

*食費については(朝食385円、昼食530円、夕食530円)食べられた分のみ請求させていただきます。

*ご利用の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

*介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

*各加算料金の内容については、裏面をご覧ください。

○各種加算項目

加算項目	内容等	加算料金	適用
夜勤職員配置加算Ⅱ	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、配置や基準を上回っている場合	18円/日	○
送迎加算	自宅と事業所間の送迎を行った場合	片道184円	○
緊急短期入所受入加算	計画にはない短期入所生活介護を緊急に行った場合(原則7日間)	90円/日	※
長期利用減算(31~60日)	同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して減算を行う(60日まで)	-30円/日	※
長期利用減算(61日以降)	同一事業所を連続60日を超えて利用している者に対して減算を行う	-32円/日	※
介護職員処遇改善加算Ⅱ	総単位数に対して13.6%		○

*上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

*上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。